

わがまち特例改正資料（令和3年度）

【別紙1】

No	地方税法項号	市税条例	説明	取得期限	適用 年限	参酌 割合	都計 割合	延長 期間	備考
	附則第15条	附則第10条の2							
1	2項1号	1項	汚水処理または廃液処理施設	R4.3.31	/	1/2		/	
2	2項5号	2項	下水道除害施設	R4.3.31	/	3/4		/	
3	第8項	3項	雨水貯留浸透施設	R3.3.31	/	3/4		/	廃止
4	16項←19項	3項←4項	都市再生緊急整備地域において取得した施設	R5.3.31	5	3/5	3/5	2	期限延長
	同項ただし書き分		特定都市再生緊急整備地域分			1/2	1/2		
5	23項←26項	4項←5項	臨港地区における償却資産	R6.3.31	4	1/2			
6	24項←27項1号	5項←6項	指定避難施設避難用部分に係る固定資産税	R6.3.31	5	2/3		3	期限延長
7	24項←27項2号	6項←7項	津波防災地域の協定避難用部分に係る固定資産	R6.3.31	5	1/2		3	期限延長
8	24項←27項3号	7項←8項	津波防災地域の協定避難用部分に係る固定資産	R6.3.31	5	1/2		3	期限延長
9	25項←28項1号	8項←9項	指定避難用償却資産	R6.3.31	5	2/3			
10	25項←28項2号	9項←10項	協定避難用償却資産	R6.3.31	5	1/2			
11	27項←30項1号イ	10項←11項	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（1,000Kw未満）	R4.3.31	3	2/3			
12	27項←30項1号ロ	11項←12項	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備（20Kw以上）	R4.3.31	3	2/3			
13	27項←30項1号ハ	12項←13項	特定再生可能エネルギー発電設備 地熱発電設備（1,000Kw未満）	R4.3.31	3	2/3			
14	27項←30項1号ニ	13項←14項	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備（10,000Kw以上20,000Kw未満）	R4.3.31	3	2/3			
15	27項←30項2号イ	14項←15項	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（1,000Kw以上）	R4.3.31	3	3/4			
16	27項←30項2号ロ	15項←16項	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備（20Kw未満）	R4.3.31	3	3/4			
17	27項←30項2号ハ	16項←17項	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備（5,000Kw以上）	R4.3.31	3	3/4			
18	27項←30項3号イ	17項←18項	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備（5,000Kw未満）	R4.3.31	3	1/2			
19	27項←30項3号ロ	18項←19項	特定再生可能エネルギー発電設備 地熱発電設備（1,000Kw以上）	R4.3.31	3	1/2			
20	27項←30項3号ハ	19項←20項	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備（10,000Kw未満）	R4.3.31	3	1/2			
21	30項←34項	20項←21項	浸水想定区域内当該設備に係る固定資産	R5.3.31	5	2/3			
22	34項←38項	21項←22項	特定事業所内保育施設	R5.3.31	5	1/2	1/2	2	期限延長
23	35項←39項	22項←23項	緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の土地	R5.3.31	3	2/3	2/3	2	期限延長
24	41項	24項	中小事業者等認定先端設備計画により取得した最先端設備	R3.3.31	3	0			廃止
25	42項←47項	23項←25項	浸水被害軽減地区内にある土地	R5.3.31	3	2/3	2/3		
26	46項	24項	認定事業者が設置した雨水貯留浸透施設	R6.3.31	5	1/3			新規
27	附則15条の8第2項	25項←26項	高齢者向け住宅である貸家住宅	R5.3.31	/	2/3		2	期限延長
28	附則64条	26項←27項	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等	R5.3.31	3	0		2	期限延長